

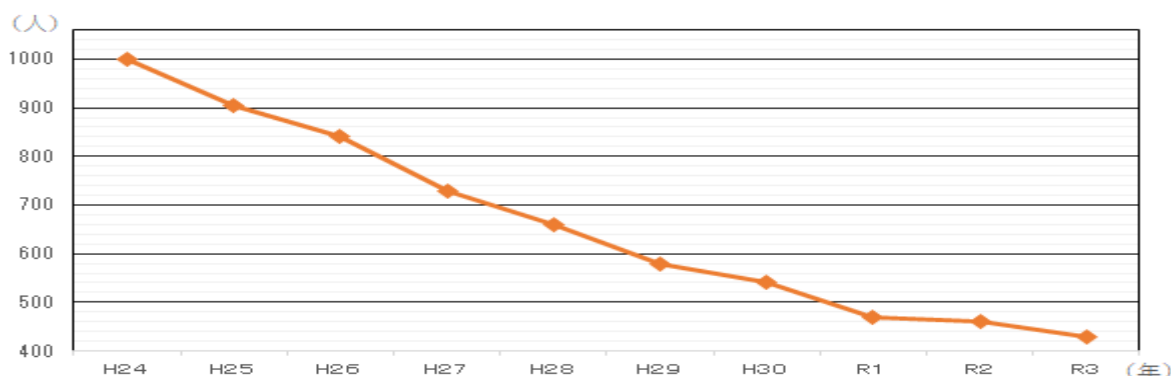
第6 暴力団犯罪の特征的傾向

1 暴力団情勢

(1) 暴力団構成員及び準構成員等の推移

平成24年以降の暴力団構成員及び準構成員等の総数は、図表34のとおり減少傾向であり、令和3年末現在は430人と前年比30人減少した。

(図表34) 暴力団構成員及び準構成員等の年別推移

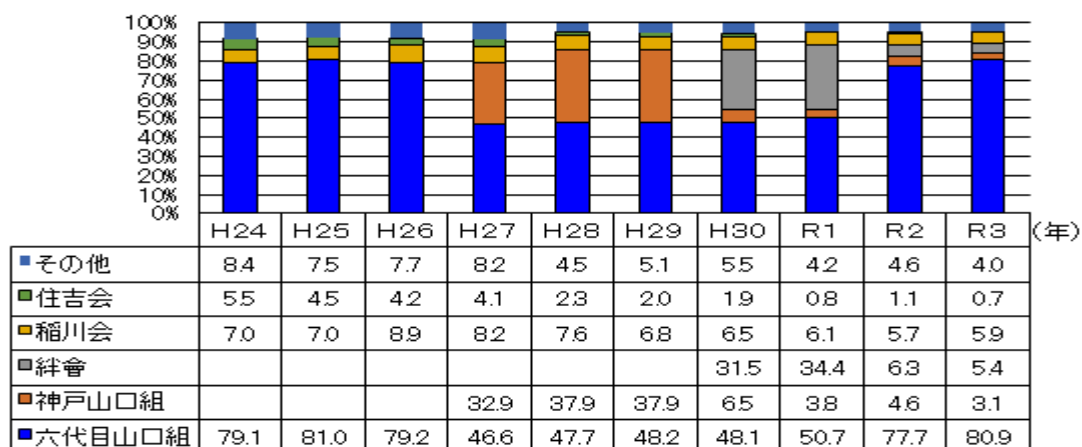


※ 準構成員等とは、暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。

(2) 主要団体等の占有割合の推移

平成27年に六代目山口組が分裂し、神戸山口組や絆會が結成されたため、六代目山口組の勢力は減少したが、その後、県内の神戸山口組及び絆會傘下組織の多くが六代目山口組に移籍したため、令和3年末現在の六代目山口組の構成員及び準構成員等の総数は県内暴力団勢力の80.9%を占めるに至り、寡占化が顕著である。

(図表35) 主要団体等の占有割合の年別推移



※ 主要団体等とは、六代目山口組、神戸山口組、絆會、稲川会及び住吉会をいう。

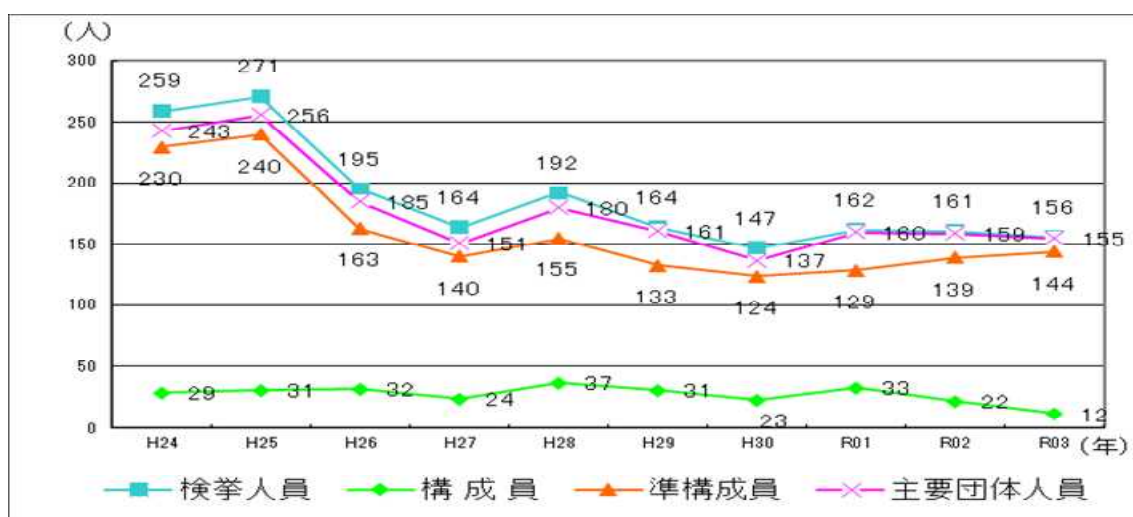
2 暴力団犯罪の取締り

(1) 検挙状況の推移

平成 24 年以降の暴力団構成員及び暴力団準構成員等の検挙人員は、図表 36 のとおり、最多が平成 25 年の 271 人、最少が平成 30 年の 147 人である。

令和 3 年の主要団体の検挙人員は、六代目山口組が 120 人、神戸山口組が 10 人、絆會が 5 人、稲川会が 11 人、住吉会が 9 人で全検挙人員の約 99% を占める。

(図表 36) 暴力団構成員等の検挙人員の年別推移



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
検挙人員	259	271	195	164	192	164	147	162	161	156
構成員	29	31	32	24	37	31	23	33	22	12
準構成員	230	240	163	140	155	133	124	129	139	144
主要団体人員	243	256	185	151	180	161	137	160	159	155

※ 主要団体人員

H24～H26 は、六代目山口組・稲川会・住吉会の 3 団体

H27～H29 は、六代目山口組が神戸山口組に分裂し 4 団体

H30 以降は、神戸山口組が任侠山口組（現絆會）に分裂し 5 団体

(2) 罪種別検挙状況の推移

平成 24 年以降の罪種別検挙人員は、図表 37 のとおりで、令和 3 年は、覚

醒剤取締法違反が 37 人 (23.7%)、傷害が 28 人 (17.9%)、詐欺が 24 人 (15.4%) である。

主要な検挙事件は、

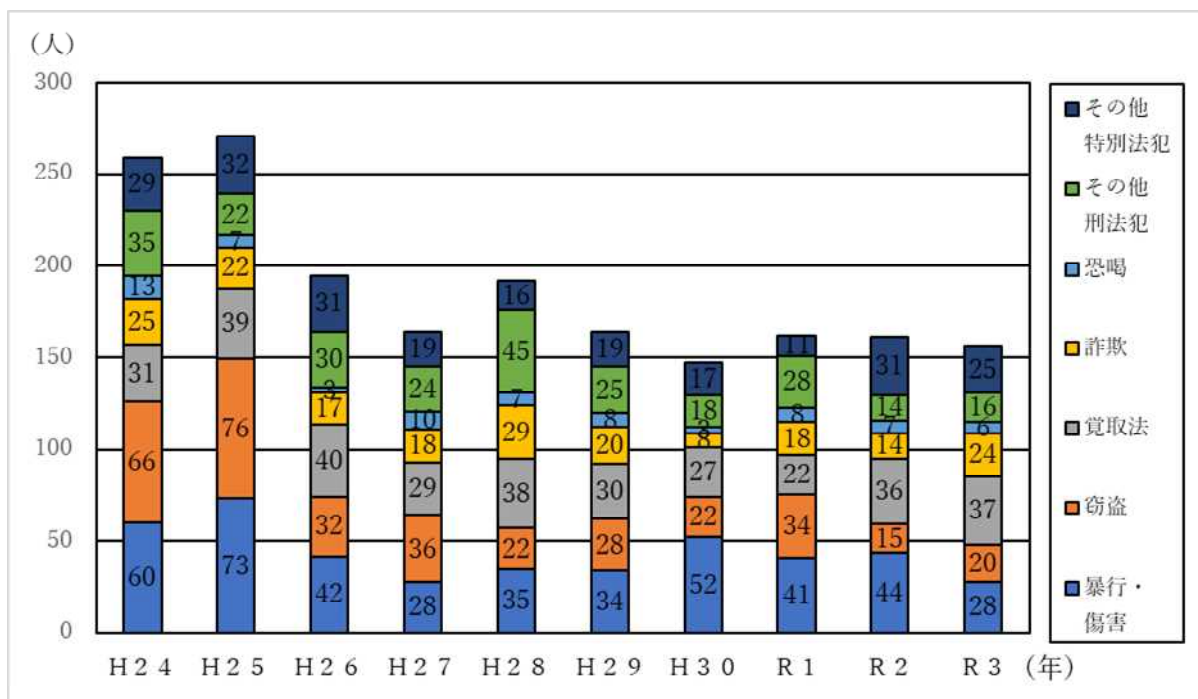
- 六代目山口組傘下組織幹部らによる傷害事件 (2月)
- 稲川会傘下組織幹部による覚醒剤取締法違反事件 (2月)

などがある。

暴力団の資金獲得活動は、社会経済情勢に応じて変化し、近年は恐喝・賭博等の伝統的な資金獲得犯罪が減少する一方、電話でお金詐欺(特殊詐欺)や企業活動、共生者を利用して組織実態を隠蔽した資金獲得活動が活発化している。

※ 共生者とは、暴力団に利益を供与することにより、暴力団の威力、情報力、資金力等を利用し自らの利益拡大を図る者

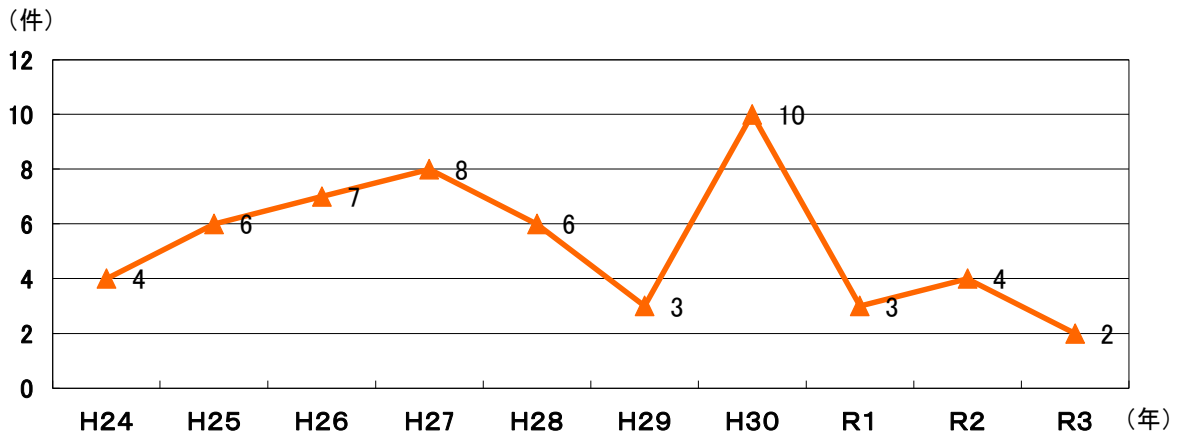
(図表 37) 罪種別暴力団構成員等の検挙人員の年別推移



(3) 暴力団対策法に基づく行政命令の発出状況

ア 平成 24 年以降の行政命令の発出件数は、図表 38 のとおり、最多は平成 30 年の 10 件、最少は令和 3 年の 2 件である。

(図表 38) 行政命令発出件数の年別推移



イ 違反類型別・組織別の行政命令の発出状況

(7) 平成 24 年以降に発出した行政命令を違反類型別に見ると、図表 39 のとおり、資金獲得に直結した「暴力的要求行為違反（9 条違反）」が 27 件（50.9%）、人的資源を確保するための「加入強要・脱退妨害違反（16 条違反）」が 25 件（47.2%）である。

令和 3 年に発出した行政命令は、

- 六代目山口組傘下組織組員による不当贈与要求の中止（9 条 2 号）
- 六代目山口組傘下組織幹部による不当贈与要求の中止（9 条 2 号）

の 2 件である。

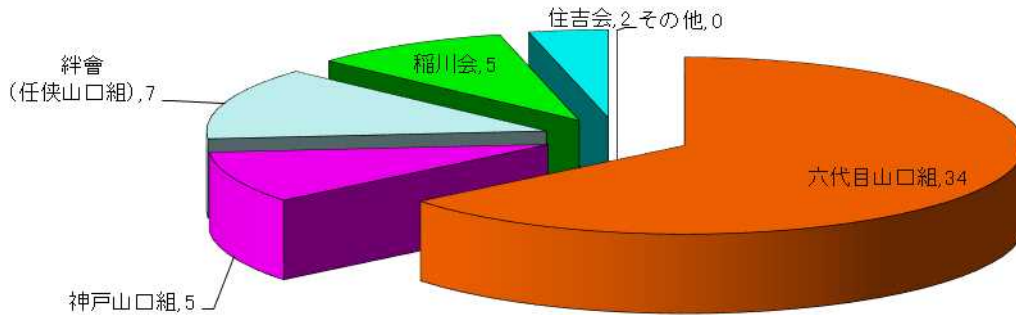
(図表 39) 違反類型別の行政命令発出状況(平成 24 年～令和 3 年)

暴 力 的 要 求 行 為		件数
9 条	1 号 人の弱みに付け込む金品等要求行為	0
	2 号 不当贈与要求行為	21
	3 号 不当下請等要求行為	0
	4 号 みかじめ料要求行為	4
	5 号 用心棒料等要求行為	0
	6 号 高利債権取立行為	2
	7 号 不当債権取立行為	0
	8 号 不当債務免除要求行為	0
	9 号 不当貸付等要求行為	0
	10 号 不当金融商品取引要求行為	0

11号	不当自己株式買取等要求行為	0	
12号	不当預貯金受入要求行為	0	
13号	不当地上げ行為	0	
14号	競売等妨害行為	0	
15号	不当宅地等取引要求行為	0	
16号	不当宅地賃借要求行為	0	
17号	不当建設工事要求行為	0	
18号	不当施設利用要求行為	0	
19号	不当示談介入行為	0	
20号	因縁をつけての金品等要求行為	0	
21号	不当許認可等要求行為	0	
22号	不当許認可等排除要求行為	0	
23号	不当入札参加要求行為	0	
24号	不当入札排除要求行為	0	
25号	談合入札要求行為	0	
26号	不当公共工事契約排除要求行為	0	
27号	不当公共工事下請等あっせん要求行為	0	
小計		27	
現 場 助 勢			
10条	2項	暴力的要求行為の現場立会援助	1
小計		1	
加入強要・脱退妨害			
16条	1項	少年に対する加入の強要・勧誘	0
		少年に対する脱退妨害	1
	2項	威迫による加入の強要・勧誘	8
		威迫による脱退妨害	14
	3項	密接関係者に対する加入強要・脱退妨害	2
	小計		25
賞揚等の禁止			
30条の5		暴力行為の賞揚等の規制	0
小計		0	
計		53	

(イ) 平成 24 年以降、行政命令を受けた違反行為者を組織別に見ると、図表 40 のとおりであるが、六代目山口組が 34 人と 64.2%を占めている。

(図表 40) 組織別の行政命令発出状況 (平成 24 年～令和 3 年)



※ 神戸山口組は、平成 28 年 4 月 15 日、指定暴力団に指定

※ 絆會 (当時任侠山口組) は、平成 30 年 3 月 22 日、指定暴力団に指定

3 暴力団排除対策 (令和 3 年)

(1) 長野県暴力団排除条例の効果的な運用

社会全体での暴力団排除を目的として、平成 23 年に施行された

- 県の事務事業からの暴力団排除
- 事業者による暴力団員等への利益供与の禁止
- 青少年への教育による加入、被害防止
- 祭礼等からの暴力団排除
- 暴力団事務所の開設の禁止及び開設に繋がる不動産取引の禁止

等を規定した「長野県暴力団排除条例」については、あらゆる機会を利用して広報啓発活動を推進し、その周知・浸透を図った。

(2) 関係機関との連携と各種業界からの暴力団排除

関係機関との連携により、各種許認可 (建設業、産廃業、貸金業等)、公営住宅、生活保護費支給等のほか、行政機関のあらゆる公共事業からの暴力団排除の徹底を図ると共に、各種業界との連携を緊密にして、ホテル、ゴルフ場、金融・証券取引及び祭礼等からの暴力団排除を推進した。

また、暴力追放県民センター、長野県弁護士会、長野県、諏訪市等との共同主催により、10 月 22 日に諏訪市・諏訪市文化センターにおいて「第 29 回

暴力追放長野県民大会」を開催し、県民と関係機関が相互に連携して社会全体で暴力団排除活動を推進するとともに、民事介入暴力対策等を課題とする民暴研究会を5回開催するなど、関係機関との連携を図った。

(3) (公財) 長野県暴力追放県民センターの活動

暴力追放県民センターは、県民や事業者等による自主的な暴力団排除活動への支援や被害の予防に必要な知識の普及、暴力団組織から離脱する意志を有する者に対する援助・相談への対応等の活動を行うことを事業内容としており、令和3年中の主な活動状況は、

- 不当要求防止責任者講習会の開催（回数43回・受講者数1,247名）
- 暴力団に係わる相談に応じる相談（相談受理件数1,573件）

であった。

【問い合わせ先】

- 警察本部組織犯罪対策課暴力団排除推進室 ・ (026) 233-0110
- (公財) 長野県暴力追放県民センター ・ (026) 235-2140